

設計業務等共通仕様書の一部訂正のお知らせ

令和3年7月5日

正誤表（赤字下線が訂正箇所）

訂正後	訂正前
<p>第 1108 条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>(5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（<u>署名</u>または押印を含む）のうえ管理技術者に提出するものとする。</p>	<p>第 1108 条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>(5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（<u>書面</u>または押印を含む）のうえ管理技術者に提出するものとする。</p>